

公益財団法人黒石市スポーツ協会資産管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）の定款第5条の規定に基づき、資産の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産の管理及び運用基本方針)

第2条 協会の資産管理については、善良なる管理者の注意義務のもとに、定款及びその他の定めに基づき忠実に執行し、資産価値の維持を図り、その適正な運用に努めなければならない。

(資産の管理者)

第3条 協会の資産は、会長が管理する。

(基本財産の管理)

第4条 基本財産の管理及び運用は、次に掲げる安全確実な方法で行うものとする。

- (1) 定期預金
- (2) 有価証券（国債、公債）
- (3) 貸付信託
- (4) 金銭信託
- (5) その他資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法によるもの。

(その他の資産の管理等)

第5条 現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は信託銀行に信託し、若しくは確実な有価証券に変えて保管しなければならない。

- 2 特定資産は、常にその状況を把握し、適正な引当てが行われるよう留意しなければならない。
- 3 その他の資産は、常にその状況を把握し管理のため必要がある場合は、直ちに適切な措置をとらなければならない。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人黒石市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(名称変更：第1条)

新公益法人移行に伴う基本財産の指定（案）

基本財産の指定（定款第5条、会計処理規程第27条第1項第1号）
本協会の定める基本財産は次のとおりとする。

財産種別	場 所	物量等
定期預金	青い森信用金庫黒石支店	22,000,000円

※この指定は、公益財団法人黒石市体育協会設立の登記の日から適用する。